

淀川水系流域委員会 第5回治水部会（2003.8.25開催）結果概要

03.10.25 庶務作成

開催日時：2003年8月25日（月） 13：00～15：00

場 所：大津プリンスホテル コンベンションホール淡海5

参加者数：委員7名、他部会委員1名、河川管理者16名、一般傍聴者122名

1 決定事項

各委員は治水部会とりまとめ（案）に対する意見があれば、8月末までに提出する。

2 審議の概要

委員会、他部会の状況報告

資料1「委員会および各部会の状況報告（提言とりまとめ以降）」を用いて、各部会の状況について説明が行われた。

部会意見とりまとめに向けた意見交換

資料2-2「治水部会とりまとめ（案）」を用いて、部会長より説明が行われた後、意見交換が行われた。主な意見は「3 主な意見」の通り。

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者2名から意見が出された。主な意見は「3 主な意見」の通り。

3 主な意見

部会意見とりまとめに向けた意見交換

（主な意見）

「治水安全度評価委員会（仮称）」について

- ・意見書素案で提案している「治水安全度評価委員会」と、説明資料（第2稿）に記述されている「水害に強い地域づくり協議会」の役割分担をどのように考えるべきか。

水害に強い地域づくり協議会は、どちらかと言えば、流域対応によって洪水対策を考えていこうとしているものだと理解している。これに対して、治水安全度評価委員会は、あくまで、河川対応で河川の安全度を常にチェックしていくということで提案している。（部会長）

水害に強い地域づくり協議会は流域対応（ソフト対応）をメインに協議していくことになるだろう。しかし、当然、河川対応とも関係してくるため、例えば、堤防の評価結果を協議会に提出した上で、流域対応を考えていくことになるのではないかと考えている。（河川管理者）

- ・説明資料では、河川整備計画の進捗等をチェックする組織として流域委員会を継続したいと記述しているが、流域委員会と「治水安全度評価委員会」の役割は同じではないか。（河川管理者）

現在のところ、そこまできちんと整理して提案しているわけではない。流域委員会の中で専門部会を設けるというのも一案だろう。再度、検討したい。(部会長)
流域委員会を継続することなので、「治水安全度評価委員会」に関して意見書の中で記述する必要はないのではないか。(委員長)

- ・具体的な整備内容シートには、新規に委員会や協議会を立ち上げるもの以外にも、既存の組織を改編した委員会や協議会によって、各種の検討を行っていくことになっているが、委員として住民が入っておらず、専門家や自治体のみで構成されているものも見受けられる。整備計画の各種協議会は、「住民参加ありき」の発想で、その枠組みを考えて欲しい。

9/5の委員会で提示予定の原案(案)では、「水害に強い地域づくり協議会」に住民の方に参加して頂くような記述に修正する予定である。(河川管理者)

- ・他省庁や自治体との連携について考えていく場合には、国土交通省が組織する流域委員会では十分な検討はできないため、十分な対応ができるような委員会が組織される必要がある旨を、意見書で触れておく方がよい。

「地域特性に応じた治水安全度」の考え方：目標とする洪水の規模について

- ・狭窄部上流について、既往最大規模の洪水による浸水被害の解消を目標とするのは現実的には難しいだろう。地域によっては既往最大が非常に特殊なケースもあり、既往最大規模の降雨にも大きな格差がある。

地域特性に応じて具体的に目標を設定するのは非常に難しい。

基本的な方針として、狭窄部は原則として開削しないことと、地域特性に応じた目標設定にはおおむね賛成する。ただし、意見書素案の2頁「人口・資産が集中する下流部と同じ安全度を上流部にも求めることは現実には困難であり」という記述については、銀橋のように狭窄部の上流に人口が集中している事例もあるため、修正すべきだろう。(委員長)

下流の治水安全度を下げないために狭窄部は開削しないとしているが、これは、その分上流に負担を強いることにもなる。そのため、狭窄部上流については、一律で既往最大規模の降雨による浸水被害の解消を目標とした。(河川管理者)

目標とする降雨の規模を下げるとなると、整備計画の意味も大きく変わってしまう。この点について見直す必要があるのなら、十分に議論を行う必要があるため、9/5の委員会に提示予定の原案(案)に反映させるのは難しい。(河川管理者)

整備計画では「地域特性に応じた治水安全度」を、一律で既往最大規模としている点については、それでよいと思っている。しかし、銀橋上流において、既往最大規模の降雨による浸水被害の解消が不可能ならば、説明資料の表現を見直す必要があるのではないか。(委員長)

あくまでも、浸水被害の解消を目標として努力していきたいとしている。努力していくということと、目標自体を下げるということには、かなりの違いがある。銀橋上流については、様々な方策を打ち出しているが、それでも浸水被害は解消

しないだろうから、土地利用から考えて行かざるを得ない。(河川管理者)

銀橋は上流部と同じように人口が集中しているため、下流の整備に準じた堤防強化等を導入してみてもどうか。

すでに提言した内容と同じなので、わざわざ意見書として「地域特性に応じて、治水安全度に差をつけるべき」と書く必要はないだろう。(委員長)

- ・説明資料では、琵琶湖周辺の浸水被害を軽減するための方策について説明されているが、琵琶湖の夏期制限水位を柔軟的に運用できれば、環境と治水のバランスをとることができる可能性もある。検討は続けてほしい。

琵琶湖の制限水位の開始時期をずらす、或いは制限水位の高さをずらす、といったことは検討対象だと思っている。しかし、治水や環境に与えるデメリットも考えられ、難しい面もある。(河川管理者)

堤防補強について

- ・具体的な整備内容シート 26 にある「阪神西大阪線淀川橋梁改築事業」は、これまで継続実施してきたが、陸閘を廃止して橋梁を上げるためには、約 500 億円以上の事業費が必要になってくるため、緊急性の高い堤防強化を優先することとし、優先順位をはっきりさせるという意味においても、あえて「実施時期を検討する」とした。(河川管理者)

堤防の強化にも膨大な費用と時間が必要であり、整備の優先順序は緊急度に応じてということになると思うが、実施箇所の判断基準や費用、スケジュールの目安はどのようにお考えか。(部会長)

堤防補強緊急実施区間は今後提出したい。費用については、具体的にどれだけかかるのかまでは明確に出せていないが、概算は、以前の委員会に提出している。スケジュールに関しては、この数年で完成してしまうようなレベルではない。(河川管理者)

- ・堤防強化については、従来の工法では限界があるため、ハイブリッド堤防という新しい工法を提案している。これは技術的な裏付けがあって提案しているものではないので、場合によっては試験施工が必要だと思うが、その予定はあるのか。(部会長)

試験施工については決定していない。堤防強化委員会で議論して、必要であれば試験を実施し、流域委員会に意見を聴いた上で河川整備計画に反映していきたい。(河川管理者)

高規格堤防にかわる対応として、アーマーレビー(鎧化)によって、どの程度までの強度を確保できるのかといったことは検討しているのか。また、緩傾斜化による堤防補強には効果があるのか、モニタリングはどういった点を考慮して行うのか。

堤防強化はあくまでも「強化」であって、高規格堤防とは根本的な違いがある。高規格堤防の機能を堤防強化によって実現することは無理があると思っている。また、緩傾斜化と遮水シートによる合わせ技によって、浸透に対しては格段に強

化されると考えている。堤防補強のモニタリングは、降雨時の浸透解析がメインになるだろう。(河川管理者)

各種の協議会、委員会について

- ・説明資料には、協議会を設置することによって、これまで自治体や各防災機関によってバラバラに発信されていた洪水警報等の情報を一元化すると記述されている。しかし実際には、協議会が洪水時に情報を一元化するための実務を行うわけではないので、情報がどのように一元化されるのか、従来とどう変わるのかが、よくわからない。例えば、整備内容シート3の6/8には「水害に強い地域づくり協議会」から関係自治体やマスメディアに情報を発信する図が記載されている。

「水害に強い地域づくり協議会」は、通常時に、破堤の際にどのように情報を伝達するかといったことを検討していく協議会である。(河川管理者)

実務上はこれまでと変わりがないということであれば、洪水時に情報の一元化を行うためには、あらかじめ相当の話し合いを行って、決定事項を各機関に周知しておく必要があるだろう。

- ・「猪名川流域総合治水対策協議会」は、流域の急激な開発に伴って、国の指定を受けて、昭和53年に設置され、現在まで様々な対策を行っているとのことだが、説明資料(第2稿)の至る所で、この協議会での取り組みを例として挙げているということは、他の河川も猪名川流域と同様の流域対応を進めていくということなのか。

今回の河川整備計画では、「猪名川流域総合治水対策協議会」のように市街地化された河川だけを対象にするのではなく、他の河川でも同じように流域対応を進めていこうとしている。(河川管理者)

国の指定の有無によって、補助金等の差が出てくるのか。

猪名川流域では、自治体が学校のグラウンドを掘り下げて調整池にするといった事業を行う場合には補助金が出ている。民間企業が団地建設等の大規模開発を行うときには、防災調整池を設けるよう行政指導が行われている。このように、猪名川流域の総合治水対策では、治水施設、公共施設、民間施設を合わせて、流域全体で水を貯めていこうとしている。ただし、「猪名川流域総合治水対策協議会」には農林部局や下水道部局が含まれていないため、河川整備計画では、これらも含めて、より幅広い流域対応を進めていく。(河川管理者)

- ・本日の環境・利用部会でも議論があったように、治水だけではなく、利水・環境も加えた流域の統合管理に関する記述を追加すべき。意見書素案の2頁の「少なくとも治水については、全水系・流域を視野に入れ、上下流域で整合性のとれた治水安全度を確保することが望まれる」は修正すべきだ。(委員長)

一般傍聴者からの意見聴取：一般傍聴者2名から意見が出された。

- ・銀橋(狭窄部)は、流域の他の狭窄部と違って、下流と同じように人口が集中して都市化している。銀橋は狭窄部の距離が短くて開削しやすいという地理的条件も考慮すれば、

開削の可能性についても検討すべきではないか。下流の堤防強化等にかかる費用等を明確にした上で、銀橋の開削についても検討して頂きたい。その上で、治水上どうしてもダムが必要なのか検討して欲しい。

- ・ 大津放水路の全区間の整備をぜひお願いしたい。大津市の浸水被害の解消は急務だと考えている。今後も、国、滋賀県、大津市と連携して、総合的な治水対策を進めていくためにも、2期区間の整備の実施時期について明確にして頂きたい。

以上

説明および発言内容は、随時変更する可能性があります。議事内容の詳細については、「議事録」をご覧ください。最新の結果概要および議事録はホームページに掲載しております。